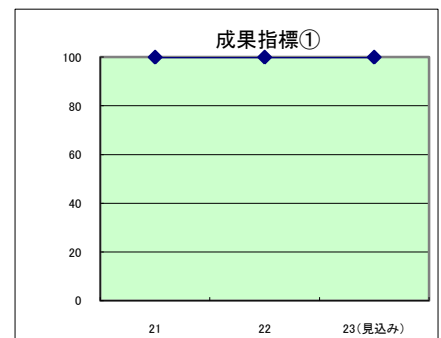
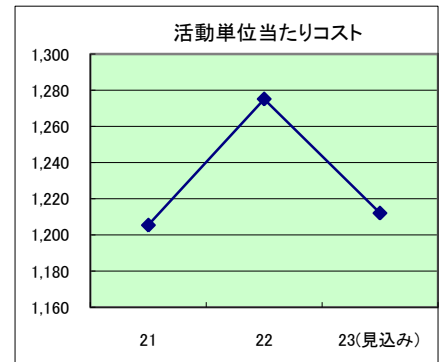


事務事業名	支所管理運営業務		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	5	信頼に基づく市民とともに作るまち	款	2	総務費
	施策(節)	3	行財政運営	項	1	総務管理費
	施策の方向	(4)	効率的な施設運営	目	7	支所及び出張所費
				事業	3	支所施設管理
関連する計画等			作成部署	市民人権部支所		
事業の目的	対象(誰を・何を)	連絡先 072 - 958 - 1111 内線 5100				
	市民の方及び窓口来所者					
	意図(どういう状態にしたいのか) 多種多様な市民ニーズに対応した事務の迅速・正確・効率的運用を図る。					
事業の内容	出生・死亡・婚姻・離婚などの戸籍上の異動及び転入・転出・転居などの住民基本台帳上の異動に伴う、学校・国民健康保険・国民年金・児童手当などの諸手続きを受け付ける。 また、住民異動に伴わない介護保険申請、健康保険の切り替え、国民年金の切り替えなど、各種申請(簡易なもの)についても受け付ける。このほか、市税・国民健康保険料・介護保険料・その他の市収入の収納事務を行っている。					
	根拠法令等 支所処務規程・住民基本台帳法・戸籍法・地方自治法・羽曳野市財務規則 他					
事業開始時期	☒ 昭和 31 年開始 ☐ 平成 ☐ 明確にはわからない		終了年度 平成 年度			
事業開始時からの状況変化	☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
市民や議会の要望	戸籍原簿の本庁統合による一括管理や事務のOA化に伴い、事務内容も変化してきている。数字には表れない福祉や年金の相談件数も年々増加し制度も複雑化する一方で、他課業務の取扱い件数も増加している。					
実施手法	☐ 直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☒ 市外郭団体委託 名称 ((社)羽曳野市シルバー人材センター)		委託内容 支所清掃業務			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		3,750	3,659	4,780
人件費【2】 (千円)		34,860	37,680	35,220
職員数	正規職員	3.52 人	3.90 人	3.85 人
	再任用職員	3.30 人	3.80 人	2.80 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.85 人	0.90 人	0.90 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		38,610	41,339	40,000
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)	403,544	378,649	378,007
	一般財源 (千円)	-364,934	-337,310	-338,007
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
①	戸籍住民登録等受付件数 件	32,029	32,420	33,000
②	市税、保険料等収納件数 件	45,131	43,448	44,000
③				
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		1,205 円	1,275 円	1,212 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		325 円	350 円	339 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	①	戸籍住民登録等証明適正発行割合 (式) 適正発行件数÷受付件数×100	%	支所で手続きが完了及び適正に証明発行ができた割合	目標	100	100	達成率(%) 100
					実績	100	100	100.0%
	②	市税等適正収納割合 (式) 適正収納件数÷受付件数×100	%	支所で収納手続きが完了できた割合	目標	100	100	達成率(%) 100
					実績	100	100	100.0%

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	市民の高齢化に伴い、地域的な需要は高い。市民の利便性を図るため、引き続き継続・充実する必要がある。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	東西に長い市域の中では、支所の存在は永久的に必要不可欠である。専門的な手続き等を行っていないものの他課の業務を幅広く行っていることから、日常生活に関する手続きのほとんどが支所でできるということは高齢者世帯が増加している昨今、市民にとって安心して住みやすい地域へとつながってくる。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	住民基本台帳法に関する手続きは法令の改正に伴い、民間委託は可能である。しかし、個人情報保護の関係上、十分な検討が必要である。また戸籍法に関して専門知識が求められている業務、市税や各種保険料金の収納業務など迅速かつ正確な対応を求められている。職員自身のキャリアに頼るところも多く、広く市役所業務に関わる豊富な知識と経験が求められている。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	市民ニーズからすれば、より有効な事務の検討は必要である。しかし、限られた職員数と設備の中での運用は、限界があるもので、本庁各課との連携や協議、工夫は必要である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☐	☒	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	法令等の制限はあるものの、市民ニーズと直結したサービスの拠点であり、市民の声を直接反映していくなどの努力を常に心がけている。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☒	☐	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	流動的な業務について、成果をどこに見出すかは難しいが、市役所総合窓口としては有効であり、市の西部拠点として市民サービスに貢献しているといえるだろう。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	昨今、法改正等により諸手続きが複雑化し、高齢化も進展する中、支所は、市域西部の総合窓口として簡易な手続きや相談を行える場として市民にとって安心かつ必要不可欠な地域の拠点である。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 市域西部におけるワンストップサービスの拠点として、市民の利便性向上を図り、さらなる信頼を得るため、本庁関係課との連絡を密にし、職員の知識の習得や市民への対応など、業務の向上に努める。	
	総合評価	
行 革 本 部 評 価	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☒ 方法改善	
	☒ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☒ 廃止・休止 ☒ 完了	
		評価理由・意見